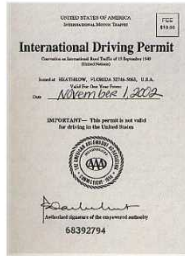


日本の免許がない方が日本で自動車等を運転するための方法

日本の免許を取得しない場合

1 国際運転免許証により運転



(ジュネーヴ条約の国際運転免許証)

- 日本に上陸後1年間、ジュネーヴ条約※に定められた様式に合致した国際運転免許証を所持することで運転できます。
(道交法第107条の2)

(※)ジュネーヴ条約
 ……1949年9月19日にジュネーヴで署名された道路交通に関する条約

2 外国の運転免許証に日本語の翻訳文を添付して運転



(外国運転免許証)

(日本語の翻訳文)

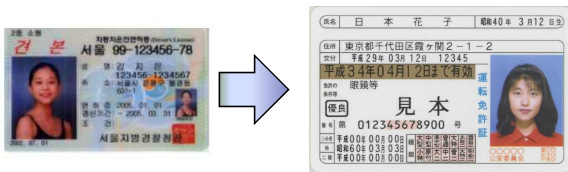
- 日本に上陸後1年間、外国・地域の運転免許証※に日本語による翻訳文※が添付されたものを所持することで運転できます。
(道交法第107条の2)

(※)外国・地域の運転免許証
 ……エストニア、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の運転免許証

(※)日本語による翻訳文
 ……当該免許証を発給した国の領事機関及び国家公安委員会が指定した法人等が作成したものに限り。

日本の免許を取得する場合

1 免許試験の一部免除により取得 (外国の運転免許を受けている者)



- 外国の運転免許を受けている者は、運転免許試験の一部(学科試験、技能試験)が免除されます。
- ただし、外国の運転免許を受けた後、その国に通算して3ヶ月以上滞在していたことが条件です。

2 通常の免許試験により取得 (外国の運転免許を受けていない者)



- 外国の運転免許を受けていない者は、通常の運転免許試験を受けて、日本の運転免許を取得する必要があります。